○道路の区域変更

○建設業の営業の停止

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更の予定 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 公

告

開発行為に関する工事の完了 選挙管理委員会

城

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正 (令和三年分)

告

宮

示

○宮城県告示第七十一号

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和五年二月十日

五. 業 所 0 番 号 四 所在地の名称及び

事

町二番地五柴田郡大河原町新桜どんぐりはうす ル課後等デイサ ル課後等デイサ 支援の種類指定障害児通所

の合樹同

会社

幸

一 日 五 年 二

月

 \equiv

被処分者の商号又は名称等

令和五年二月十日 処分をした年月日

設置者名

指定年月日

○四

行 発 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

林の指定施業要件を変更する予定である。

令和五年二月十日

○宮城県告示第七十二号

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第三十三条の二第一項の規定により、

次のように保安

石巻市

(次の図に示す部分に限る。)

ページ

保安林として指定された目的

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

魚つき

障害福祉課

(森林整備課)

(事業管理課)

路 課

道

都市計画課

建築宅地課

 (\equiv)

次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、

省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林

整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第七十三号

とおり営業の停止を命じた。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。 以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、 次の

令和五年二月十日

宮城県知事

村 井 嘉

浩

(2)

最上 正俊 一円を出来る。 一円である。 一円である。 一円である。 一円である。 一円である。 一円である。 一門である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定である。 一定です。 一定です。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする。 一定でする 一定でする 一定でする 一定でする 一定でする 一定です。 一定 一定 一定 一定 一定 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	の氏名 の氏名
	主たる営業所の所在地
第二万五百三十四号	(宮城県知事許可) 建設業許可番号

処分の内容

 \equiv

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部

1

2 営業停止期間

令和五年二月二十四日から同月二十六日までの三日間

処分の原因となった事実

四

清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に違反したとして、同年十二月二十四日に大 有限会社ネットワーク物流の役員は、令和二年六月十八日に廃棄物を焼却し、廃棄物の処理及び

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

河原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

○宮城県告示第七十四号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年二月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木

令和五年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

路 線名 泊崎半島線

三 道路の区域

同郡同町歌津字中山二三番一地先まで	から本吉郡南三陸町歌津字名足三九番一六地先	変更の区間
後	前	前変 更 後の
一二一八八五五		(メートル)敷地の幅員
一七二・〇	一七二・〇	(メートル)敷地の延長

○宮城県告示第七十五号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和四十三年法

令和五年二月十日

縦覧に供する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

名取市流域関連公共下水道

 $\stackrel{-}{-}$ 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公

告

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年二月十日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市田高字南二百三十八番の一部

仙台市太白区中田六丁目二十二番七号

椎名

選挙管理委員会

○宮選管告示第七号

があった令和三年分収支報告書について、 二十三号の一部を次のとおり改める。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出 訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第百

令和五年二月十日

宮城県選挙管理委員会

(3)	令和5年2月10日	金曜日	宮	城	県		公		報								穿	第377	7号	
						「郡 尚徳	「郡 和子	5 寄附の内訳中	「寄附・交付金	4 支出の内訳中	「個人分	「寄附	3 本年収入の内訳中	「2 支出総額	2 支出総額中	「本年収入額	「1 収入総額	1 収入総額中	郡和子の会の令和	
						5,000,000 仙台市若林区」を削る。	8,165,941」を「郡 和子		6,200,000」を削る。		13,365,941」を「個人分	14,915,941」を「寄附		12,020,641」や「2 支出総額		14,999,956」を「本年収入額	16,194,517」を「1 収入総額		郡和子の会の令和三年分収支報告書の要旨の	
							6,965,941」に改め、				7.165,941」に改める。	8,715,941」 ピ′		5,820,641」に改める。		8,799,956」に改める。	9,994,517」 ピ′			委員長 皆 川 章太郎